

一般社団法人埼玉県測量設計業協会入会金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県測量設計業協会定款（以下「定款」という。）
第6条第2項に定める入会金に係る事項を定めることを目的とする。

(入会費の納入)

第2条 定款第5条第1項第1号、第4号における正会員または準会員として入会を認められた者は、速やかに入会金を納入しなければならない。

(入会金の額)

第3条 入会金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 正会員 60万円
2. 準会員 15万円

(会員区分の変更に伴う入会金の特例)

第4条 準会員が正会員への変更を希望し、所定の審査を経て正会員として承認されたときは、第3条に定める額と既納の準会員入会金との差額を速やかに納入しなければならない。

(既納付金の不返還)

第5条 既納の入会金は、理由の如何を問わず返還しない。

(その他)

第6条 その他、定めのない事項は、理事会で定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年 1月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年12月 6日から施行する。
- 3 この規程は、令和 8年 5月21日から施行する。